令和８年（フ）第４１４号
愛知県弥富市平島東２丁目127番地　ガーデン・シュティル　Ａ―205
破産者　田中　裕之
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４８８号
名古屋市守山区深沢１丁目1805番地
破産者　水野久美子
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７９３号
名古屋市天白区表山３丁目602番地
破産者　武儀山武士
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９０３号
愛知県日進市香久山４丁目201番地１　９棟101
破産者　吉崎　裕子（旧姓井元）
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０３０号
愛知県日進市香久山４丁目201番地１　９棟101
破産者　吉崎　栄治
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１９５号
名古屋市西区大野木４丁目458番地
破産者　稲垣　　実
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２０７号
名古屋市南区岩戸町19番26号
破産者　豊永　　修
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２６３号
愛知県春日井市出川町2184番地１　桜ハイツ３
破産者　堀内　勝也
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８９号
名古屋市中川区愛知町19番８号―１
破産者　杉本純一こと　ＪＵＮＧ　ＳＡＮＧＨＥＥ　鄭　相熙
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５１２号
神戸市中央区元町通５丁目４番３―807号
破産者　元上　博士
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０６号
神戸市中央区中山手通７丁目25番31号　ＫＦ中山手マンションＩＣ、従前の住所神戸市兵庫区下沢通２丁目１番６―203号
破産者　すし居酒屋華こと　武藤　　明
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４１６号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目12番20号、住民票上の住所神戸市東灘区住吉南町２丁目12番２―104号
破産者　小川　清香
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３１７号
岡山市中区中井411番地５
破産者　西野　晃徳
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４０３号
香川県高松市木太町1963番地１　県住Ｃ１―409
破産者　髙木　康弘
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４５号
香川県高松市浜ノ町66番２―505号　労住協第５ビル
破産者　宮本　将弘
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９９号
高知市神田1307番地１　ＴＢコーポ203
破産者　片岡　定道
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４０号
高知県吾川郡いの町天王南９丁目６番地９
破産者　川崎　律子
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９８号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2021番地７　Ｊビル２Ｆ
破産者　山本　竜郎
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６５号
長崎県長崎市香焼町1260番地４、旧住所長崎県長崎市香焼町1260番地２
破産者　島内美惠子
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係